

社会福祉法人 百鷗
逗子清寿苑 デイサービスセンター（指定介護予防/第1号通所事業）

重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針
2. 事業者の内容等
3. サービスの内容
4. 利用料金
5. 利用料金のお支払い方法
6. サービス利用に当たっての留意事項
7. 非常災害対策
8. 緊急時の対応
9. 事故発生時の対応
10. 守秘義務に関する対策等
11. 利用者の尊厳
12. 虐待の防止
13. 職員の研修
14. 苦情相談窓口
15. 損害賠償について

1. 事業の目的と運営方針

要支援状態にある方に対し、適正な第1号通所事業を提供することにより要支援状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容等

(1) 事業経営法人

法人名 社会福祉法人 百鷗(はくおう)
設立年月日 平成2年2月28日
所在地 神奈川県三浦郡葉山町上山口 1669
代表者の氏名 理事長 吉田 仁
電話番号 046(878)8900
FAX 番号 046(878)8901

(2) 事業所の内容

事業所名 逗子清寿苑デイサービスセンター(開設年月日:平成13年5月1日)
施設の種類 指定介護予防通所介護・第1号通所事業
指定番号 神奈川県 1472500238 号
指定年月日 平成18年4月1日
所在地 神奈川県逗子市久木 8-1290-1
管理者の氏名 松本 秀範
電話番号 046(873)8902
FAX 番号 046(873)8980

(3) サービスを提供する地域

逗子市(全域)、鎌倉市(浄明寺、十二所、大町、材木座)、葉山町(長柄、堀内)
ただし第1号通所事業に関しては逗子市、鎌倉市(浄明寺、十二所)

(4) 事業所の従業者体制

職種	従事するサービス種類、業種	人員
管理者	業務の一元的な管理	1名(常勤)
生活相談員	生活相談及び指導	1名以上
介護職員	介護業務	5名以上
看護職員	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	1名以上
機能訓練指導員	身体機能の向上、健康維持のための指導	1名以上

(従業者体制は、通所介護と兼務)

(5) 設備の概要

- 食堂 1 室
- 機能訓練室 1 室

利用者の目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

- その他の設備

静養室、相談室、事務室等を設けます。

(6) 定員及び営業時間

営業日	月曜～金曜日(12/29～1/3を除く)
定員	50 名(通所介護も含む)
営業時間帯	8 時 30 分～17 時 30 分
サービス提供時間	9 時 30 分～16 時 30 分

3. サービスの内容

(1) 送迎

- ① 送迎車により、事業所と自宅の間を行います。
- ② 通常の営業時間の利用の方を送迎します。

(2) 食事

利用者に合った食事を提供します。

(食事時間) 12 時 00 分～13 時 00 分

(3) 入浴

見守りや直接介助により、入浴を提供します。

(4) 機能訓練

機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員が共同して機能訓練を行い、日常生活動作の維持及び低下の防止に努めます。

(5) 生活相談

事業者の従業者はもとより、関係機関等と連絡調整し生活の向上を目指します。

(6) レクリエーション・クラブ活動

- ① ご希望により参加していただくことができます。なお、材料代等の実費をいただく場合もあります。
- ② 併設施設において実施される行事等に参加することができます。

③ 行事によっては別途参加料がかかるものもあります。

(7) 排泄

随時、排泄介助をいたします。(オムツ利用の方はご持参下さい)

4 利用料金(料金及びその詳細については別表の利用料金表になります)

(1)基本料金(1日あたりの金額)

(2)加算料金等(1日あたりの金額)

(3)その他の費用

①食費

②運営基準(厚労省省令)で定められた「その他の費用」(全額、自己負担)

③通常のサービス提供の範囲を超える費用(全額、自己負担)

5 利用料金のお支払い方法

前項4 利用料金については、サービスを利用された月末締めで請求書を発行(翌月20日まで)にいたします。なお、お支払い方法については、毎月分を翌月の27日にご指定の金融機関の口座から引き落としさせていただきます。

6 サービス利用に当たっての留意事項

①利用者又その家族は、体調の変化があった際には事業所の職員にご一報ください。

②利用者は、事業所内の機械及び器具を使用する際、必ず職員に声をかけてください。

③事業所内での金銭及び食べ物のやりとりはご遠慮ください。

④職員に対する贈り物や飲食のもてなしはお受けできません。

7 非常災害対策

非常災害その他の緊急の事態に備え、必要な設備を整えとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき利用者及び職員等の訓練を行います。

8 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や医療機関への連絡、受診等必要な措置を講じます。

〔緊急連絡先〕

(1)	氏名		続柄		電話番号	(1)	_____
	住所	〒				(2)	_____
(2)	氏名		続柄		電話番号	(1)	_____
	住所	〒				(2)	_____

9 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村及び関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故の際にとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

10 守秘義務に関する対策

事業者及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。なお、利用者又はその家族の個人情報の取扱いにつきましては、別途「同意書」をいただきます。

11 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルによる職員教育を行います。

12 虐待の防止

利用者等の虐待の発生又はその再発を防止するために必要な措置を講じ、全職員を挙げて虐待の防止に取り組めます。

13 職員の研修

職員に対し、研修計画に基づき、その資質の向上のための研修を行います。

14 苦情相談窓口

サービスに関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出ください。

* サービス提供責任者 : 松本 秀範

* サービス相談窓口 : 松本 秀範

TEL 046(873)8902

FAX 046(873)8980

(受付時間 月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分)
なお、以下の公的機関におきましても苦情申請等を受け付けております。

* 逗子市高齢介護課

TEL 046(873)1111(代表)

FAX 046(873)4520

(受付時間 月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分)

* 鎌倉市介護保険課

TEL 0467(61)3950

FAX 0467(23)7505

(受付時間 月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分)

* 葉山町福祉課

TEL 046(876)1111

FAX 046(876)1717

(受付時間 月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分)

* 神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係

TEL 045(329)3447

(受付時間 月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分)

* 苦情処理第三者委員 2 名を選任しています。公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

氏名： 高津 恵一 TEL 046(873)8011 (逗子市社会福祉協議会 会長)

氏名： 加藤 一成 TEL 046(875)0928 (社会福祉法人百鷗 監事)

14 損害賠償について

事業所において、事業者の責任によりご利用様に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが適当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

指定介護予防通所介護サービス・第1号通所事業の開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し、重要事項説明書の交付をいたしました。

年 月 日

〔事業者〕

所在地 神奈川県逗子市久木 8-1290-1

事業所名 逗子清寿苑デイサービスセンター(指定番号:神奈川県 1472500238 号)

管理者 松本 秀範

説明者 印 (職種:生活相談員)

私は、事業者から指定介護予防通所介護サービス・第1号通所事業について、契約書及び本書により、重要事項の説明を受け、その内容に同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

年 月 日

〔利用者〕

住所

氏名 印

〔利用者代理人(後見人を含む)〕

住所

氏名 印(続柄:)

〔連帯保証人〕

住所

氏名 印(続柄:)

